

⑨本市が、本事業についてアドバイザー業務を委託した者又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- 1) PwC アドバイザリー合同会社
- 2) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- 3) PwC 弁護士法人

⑩選定委員会の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

(2) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、**少なくとも1者が⑤を満たすこと。さらに、立体駐車場の設計に当たる者のうち少なくとも1者は③を、スタジアムの設計に当たる者のうち少なくとも1者は④を満たすこと。**

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑤次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、**少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。**

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、土木設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1）技術士（総合技術監理部門（都市及び地方計画）又は、建設部門（都市及び地方計画））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

（3）建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。さらに、立体駐車場の建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑤を、スタジアムの建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑥を、園地整備に当たる者のうち少なくとも1者は⑦を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、建設業務に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工種に該当する種類について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ③同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が下記区分を満たすこと。なお、建築一式工事と土木一式工事の点数を満たす者が同一でなくても構わない。

種別	点数
建築一式工事	1,100点以上

土木一式工事	1,200 点以上
--------	-----------

- ④次の要件をすべて満たす監理技術者を建築工事実施期間中、当該事業用地に専任で配置すること。また、その他工事の実施期間中には2)を満たす監理技術者を専任で配置すること。
- 1) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - 2) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑤平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑥平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑦平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の建設を完了した実績を有していること。

（4）工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1) 一級建築士の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過

去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

イ 土木部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。なお、③と④を満たす者が異なることも可とする。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、土木部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査（随時登録）を受けなければならない。その場合は神戸市行財政局契約監理課まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。
- ④次の要件を満たす管理技術者を配置すること。なお、原則として管理技術者の変更は認めないが、本市が必要と認めた場合に限り、管理技術者を変更することができる。
 - 1）技術士（総合技術監理部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算）又は、建設部門（土質及び基礎又は鋼構造及びコンクリート又は都市及び地方計画又は道路又は施工計画、施工設備及び積算））又はシビルコンサルティングマネージャ（RCCM）の資格を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

4 参加資格の喪失

- ① 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、本市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ② 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、本市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った